

責任が
次代を
ひらく

自民党
市会議員

関 勝 則

せきかつのり



市政レポート 2024年6月号《vol:215》

編集 / 発行 市会議員 関勝則政務調査事務所 横浜市磯子区中原2-1-20-102

第2回市会定例会で
成立へ

横浜市こども・子育て基本条例

これまで自民党市議団では、多くの議員提案条例を各会派の賛同も得て成立させてきました。この度、昨年の選挙後から議論を重ね検討を進めてきた、こどもや子育てに関する総合的な施策を推進するための条例案を議会に上程。現在開会中の定例会で成立する見込みです。



条例提案前の記者会見

こども・子育て基本条例(案)《前文・抜粋》 急速な少子化の進展や社会が大きく変化する中で、こどもを取り巻く環境がめまぐるしく変わる状況の中で、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として意見を表明し多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。

こうした経験は、自立心を養い自ら研鑽に努め多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身につけながら成長し、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。全ての子どもがのびのび成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者をはじめとした社会全体の責務である。

《目的》

第1条 こども・子育てについて基本理念を定め、横浜市の責務並びに市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、こども及び子育て世代に選ばれる都市横浜の実現に寄与することを目的とする。

《基本理念》

第3条 すべての大人はこども基本法の精神にのっとり、こどもが個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが活力ある社会を構築するための基盤であるという認識のもと、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む。

《子どもの意見の尊重など》

第4条 すべてのこどもについては、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される。

《市の責務》

第5条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するにあたっては、こどもが意見を表明する機会を確保し施策に反映させるよう努め、こどもが学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう努める。

《市民及び事業者の役割》

第6条 市民及び事業者は、こどもが社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう対話の機会の確保、居場所づくりなど必要な取組を行うよう努める。

《育ち学ぶ施設の関係者の役割》

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて意見及び提案を実現するために必要な環境整備に努める。

《子育て支援》

第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市はこども及び保護者の意見を尊重しつつ子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援をはじめとしたさまざまなこども・子育てに関する施策を学童期から就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて切れ目なく総合的に推進する。

《子どもの養育》

第10条 子どもの養育は家庭を基本として行われるとの認識のもとで父母その他の保護者は、こどもを育むための第一義的責任を有する者として、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう健全な養育に努める。

条文作成にあたっては、議員間討議を重ねつつ有識者の方々や市民団体の皆様からも広くご意見をいただき、市民意見募集を実施するなどして進めてまいりました。

そして、条例の成立後は令和7年4月1日の施行を予定しています。自民党市議団では、今後も横浜市政の重要な課題の解決につながる条例制定に取り組んでまいります。